

# 特記仕様書

## 第1条 一般

この特記仕様書は、「富山県土木部土木工事共通仕様書」等、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

## 第2条 施工計画

工事請負契約書に基づき工程表等提出するとともに、施工計画書を提出すること。

## 第3条 工事カルテ作成、登録

受注者は、受注時等において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受け、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 第4条 下請関係の適正化

本工事を下請けに付す場合は、「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止について」を遵守すること。

## 第5条 公共事業労務費調査に対する協力

本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に協力をしなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

2 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。

4 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は、当該下請け工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 第6条 建設副産物実態調査

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の実施状況を、「建設副産物実態調査票」に記録し、工事完成時に書面（A4版2部）及びCD-Rを監督員へ提出するものとする。

## 第7条 工事変更

工事施工実施に際して、やむを得ず変更が生じる場合は、変更箇所・数量等を明記した協議書及び施工図面を監督員に提出し、指示書によりその対処をするものとする。協議書及び指示書の無い事項については、変更の対象とはしない。

## 第8条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間

(4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

### 第9条 建設副産物

本工事から発生するアスファルト塊、コンクリート塊は、関係法例等に基づき届出されている産業廃棄物処理場（処分場）で処理するものとする。また、当該処理施設において適正に処分されていることが確認できる書類（マニフェストE票写）を工事完成時に監督員へ提示するものとする。なお、運搬・処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提出するものとする。

### 第10条 段階確認

下記事項について監督員の段階確認を受けなければならない。

No	工種	確認事項	確認箇所（物）
1	不陸整正工	平板載荷試験	1,000㎡につき1回 又は別途指示
2	舗装工	舗設温度測定	1,000㎡につき1回 又は別途指示
3	その他	舗装本復旧前 現況確認(切断前)	全箇所（道路管理者と確認）
		コアー及びその穴の状況	1,000㎡につき1箇所

その他、監督員の指示する内容とする。

### 第11条 事故

工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、または第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。なお、その復旧、賠償等に要する費用等は、受注者が負担するものとする。

### 第12条 安全対策

本工事の施工にあたっては、交通安全施設及び保安施設等を設置するとともに、交通誘導員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意しなければならない。なお、通行止め等が必要な場合は、監督員及び関係機関と協議し、所定の手続きを行うこと。

### 第13条 安全管理

工事期間中は、安全管理要員等を配置し、工事区域内全般の巡視、点検及び連絡調整等を行い安全確保に努めなければならない。

### 第14条 安全教育・訓練の実施

労働安全衛生法に基づき行うもののほか、全ての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、「富山土木部安全教育・訓練等の実施要領」（以下「県要領」という。）により毎月1回（半日）以上の頻度で実施するものとする。

2 実施項目については、県要領の様式-1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施については、県要領の様式-2により安全教育・訓練等の実施毎に記録写真等を撮影し、工事完成時に監督員に提出するものとする。

### 第15条 施工時間

本工事は、通勤時間帯（午前7時～8時、午後5時～7時）を避け、通常の施工時間帯で行うものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合は監督員と協議するものとする。また、休日等作業をしようとするときは、作業日の前日までに監督員に

連絡するものとする。

### 第16条 施工機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタショベル（車輪式）</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機（可搬式）</li> <li>・空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・油圧ユニット類               <ul style="list-style-type: none"> <li>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの。</li> <li>：油圧ハンマ・パイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバースサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> </li> <li>・ローラ類               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ〕</li> </ul> </li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械を対象とする。</p>

2 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書に①機種、②メーカー名、③型式、④台数等を記載するものとする。また、「指定ラベル」が確認できる工事写真を工事完成時に監督員へ提出するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械をやむを得ず使用できない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りではない。

### 第17条 測 量

工事着手後直ちに測量を実施し、著しい相違があった場合は、監督員に報告すること。

### 第18条 工 程

本工事の施工にあたり、他の関連工事と連絡調整を密に行い、工期の短縮、完成に努めること。なお、他工事に伴い中断した場合、現場維持等に要する費用等は支払わないものとする。

### 第19条 住民等との協議

工事に先立ち付近住民、関係者及び関係機関と十分協議し着手するものとする。

### 第20条 公害防止

本工事の施工については、通常の施工方法によるものとするが、万一公害が生じ、または、生ずる恐れがある場合は、監督員と協議するものとする。

### 第21条 安全対策

本工事の施工にあたっては、下記の内容について安全対策を講じること。

- ・交通安全施設及び保安施設等を設置するとともに、車道部を施工する場合には交通誘導員（2名）を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意しなければならない。
- ・本工事は交通誘導員総人数の表示試行工事とし、参考資料に総人数を示すものである。試行の検証に際し、監督員から資料等を求められた際には、受注者はこれに応じるものとする。

~~＝国道の施工にあたり、警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合は、その場所ごとに公安委員会が実施する検定に合格した、交通誘導警備業務に係る一級又は三級検~~

~~定合格警備員を1人以上配置するものとし、その合格者である証書の写しと顔写真入り  
の証明書を施工計画書とあわせて提出すること。~~

- ・毎日の作業において埋戻が完了せず開口部がある場合は、ネット、防護柵及び保安燈等の保安設備を設けるとともに、看板、標識等で通行者の危険防止に努めなければならない。

## 第22条 路面清掃

建設発生土等の搬出による公道等の路面汚損防止のため、必要であれば洗車池等を設けること。また、路面が汚れた場合は、直ちに路面清掃を行うものとする。

## 第23条 騒音・振動等

本工事の施工に伴い騒音・振動等により近隣家屋に影響を及ぼす恐れがあると考えられるところでは、工事の施工方法及び使用建設機械に十分留意し、適正な工程管理に努めるものとする。また、監督員の指示により工事との因果関係が把握できるよう作業記録等の資料を整備するものとする。

## 第24条 舗装切断作業時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適性に処理すること。当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量等を取りまとめの上、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

## 第25条 過積載防止対策

道路交通法及び道路法を遵守するとともに、過積載防止対策を記載した施工計画書を提出するものとする。

## 第26条 アスファルト混合物

受注者は、本工事のアスファルト混合物は再生材入りアスファルト混合物を使用するものとする。

2 受注者は、上記により難しいときは監督員と協議して再生材の混入しないアスファルト混合物（バージン材）を使用してもよい。

3 アスファルト混合物を使用する工事は、「アスファルト混合物事前審査」制度に基づくものとする。

4 土木共通仕様書「品質管理基準及び規格値」における品質管理基準は、下表のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト 舗装	材 料	必 須	全項目	事前審査
		その他	全項目	事前審査
	プラント	必 須	配合試験	事前審査
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	合材工場自主管理 要綱による
		基準密度の決定	事前審査	
	その他	全項目	合材工場自主管理 要綱による	

5 合材工場自主管理要領によるアスファルト混合物の品質管理は、以下のとおりとする。

1) アスファルト量、粒度の管理は、通常下記の3点セットによる。

① 「混合物用計量自記印字記録データ管理表」

② 「管理試験（アスファルト量、粒度、管理基準、再生材混入率）結果一覧表

③ 「管理試験（アスファルト量、粒度、管理基準、再生材混入率）結果工程能力

図」

- 2) 出荷温度の管理は、下記日報による。  
 ①「混合物出荷温度日報」
- 6 ただし、現場において疑義があった場合は必要に応じて、  
 1) 納入伝票及びプラントの印字記録をチェックする。  
 2) 抜き取りコアの抽出、ふるい分け試験を実施する。
- 7 コアの採取については、約1,000㎡に1箇所とするが、舗装構成の異なる場合は各1箇所とする。

## 第27条 生コンクリート

コンクリートの水セメント比は鉄筋コンクリートにおいては55%以下、無筋コンクリートにおいては60%以下を遵守すること。呼び強度18N/mm<sup>2</sup>において、各々の水セメント比以下を確保できない場合は、上位規格(21N/mm<sup>2</sup>)を用いるものとする。

## 第28条 路面復旧

工事施工に伴い、舗装に亀裂、破損等を与えた場合は、受注者の負担にて復旧を行わなければならない。また、仮復旧期間中の破損等も同様とする。

なお、工事施工前から路面に亀裂、破損等がある場合については、事前に監督員と協議し道路管理者と立合いを行うものとする。

作業中に降雨等により気温の低下(5℃以下)等舗設に適さない気象条件になった場合は、ただちに作業を中止しなければならない。

旧L・A・B交通は、路盤施工完了後早急に仮復旧を行うものとする。

本復旧箇所については、2年間をかし担保期間とし、道路管理者及び監督員と現地立合いのうえ舗装状況を確認するとともに、必要があればかしの補修を行わなければならない。また、舗装の陥没、沈下、亀裂、たわみ等が1cm以上確認された場合は、道路管理者指示のもと、受注者の責任において復旧するものとする。

## 第29条 工事写真

富山県土木工事写真撮影要領に基づき、工事の施工状況が判明する写真を撮影しなければならない。

No	工種	撮影事項	撮影箇所・回数
1	着工前	全景	全管路(上流・下流)
2	舗装切断工	切断状況	3スパン(150~200m)程度に1セット及び別途指示
3	舗装版破碎工	破碎・積込・排出状況	
4	舗装工	整正状況	
		平板載荷試験	
		舗設状況・出来高	
		到着・舗設温度	
4	舗装工	取抜コア一厚さ及びその状況	
		平坦性	1回
5	付帯工	施工状況・出来高	別途指示箇所
6	完成	全景	着工前と同一箇所

7	その他	工事看板 安全施設設置状況 安全教育状況 排ガス対策機械 その他	一式及び別途指示
---	-----	--	----------

その他、監督員の指示する内容とする。

### 第30条 施工管理・出来形管理図

富山県土木工事施工管理基準に基づき施工管理を行い、管理図を監督員に提出しなければならない。

### 第31条 打ち合せ簿

工事施工中に打ち合せ・協議した事項は打ち合せ簿に記録し相互に保有するものとする。

変更があった日から7日以内に変更データを提出しなければならない。

### 第32条 その他

受注者は、工事施工期間中の現場管理その他、定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。